

おたけの郷 実践 15^{ばしら} 柱

1柱 一律のスケジュールやルールで入居者の方々を管理する運営は行わず、起床・就寝時間、食事時間や入浴日数、その日の過ごし方などにおいて画一的ではなく、自在性を持ってその日その日を組み立て、入居者の方の意思や状態が反映された入居者本位の生活を目指します。また逆に、自由とは名ばかりの放置した生活とならないよう、入居者の方個々人に必要に応じた支援を行います。

2柱 ◇入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。
◇各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。
(ユニット型)介護老人福祉施設における「目指すべき姿」を常に根底に置き、常に目標に掲げながら入居者の方が「自分の事は自分で行う事ができるよう」「自分の事は自分で決める事ができるよう」支援を行います。

3柱 食事は、食にまつわる場面や行為を入居者の方々から切り離さず、本来ある生活力を発揮していただけるよう、ユニットにおける調理・盛り付け・配膳を職員と一緒にを行います。また、可能な限り選択肢を設け「食べる場所」「食べる時間」「食べる物」を入居者の方が自ら選ぶといった環境作りに努めていきます。

4柱 入浴は介護保険法に定められている「介護老人福祉施設の運営基準」を遵守するとともに、可能な限り入居者の方個々人の状態やニーズに対応できるようにします。

5柱 医療との連携 / 看取り介護
◇協力医療機関との連携強化を図り入居者の方が健康に暮らし続ける事ができるよう努めていきます。
◇看護師不在の時間帯にはオンコール体制を敷き、24時間途切れなく入居者の方が医療と繋がりが続ける事ができる体制を確保します。
◇自宅以外で人生の最期を迎えられるというご本人とご家族の心情を理解しながら、これまで行ってきた基本的な支援をしっかりと行いつつ、ご本人に対し今以上に良い関りがいかを常に模索し人生の最期がより豊かなものとなるよう努めていきます。

6柱 人が生きるためには地域に出ていく事が必須となります。入居者の方々にもその姿をしっかりと当てはめ、日常的に地域に出ていく姿を創りあげていきます。

7柱 定期的に家族懇談会、その他ご家族も交えたイベントを開催し、ご家族と共に施設運営を行う姿勢を持ち続けていきます。

8柱 町内会に施設として加入し、地域活動に積極的に参加します。また、おたけ茶屋や自治会館を地域の方々にご利用いただく事により住民交流、住民活動を応援するとともに、居宅介護支援事業所の併設や職員の介護・認知症等に関する出前講座などを行う事により、施設が地域にとって身近な相談処となれるようにしていきます。

9柱 ショートステイ(短期入所生活介護)の利便性を高めるとともに、計画性のある利用を可能とし、出来るだけ長く自宅での生活を継続できるように応援します。

10柱 ◇虐待防止委員会、身体拘束廃止委員会の設置
◇上記委員会の指針の整備と定期的な委員会の開催を行う事により、
・入居者の方の尊厳が護られ、不快な想いをすることなく日々暮らし続ける事ができる環境を作っていきます。
・可能な限り私たちと同じような「自由な暮らし」が営めるよう、施設出入り口ならびに建物内各所の施錠による行動制限は行いません。

11柱 ◇事故防止委員会の設置
◇上記委員会の指針の整備と定期的な委員会の開催を行う事により、自由な暮らしを尊重しつつも、自由にはリスクがつきものという事も理解をしたうえで、リスクとQOLのバランスを図りながら入居者の方々が日々の生活を営んでいけるよう努めていきます。

12柱 ◇感染症及び食中毒予防委員会の設置
◇上記委員会の指針の整備と定期的な委員会の開催を行う事により、感染を未然に防ぐ、感染が発生したとしても拡大する事なく、早急に措置を講じる事ができるよう職員教育を行っていきます。

13柱 プライバシーの保護や生命・財産の安全確保のため、施設内ルールの確立や個人情報に関する法令その他関係法及び厚生労働省のガイドラインを遵守し日々の支援を行っていきます。

14柱 大地震や火災等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断したとしても可能な限り短い期間で復旧させていくためにも事業継続計画(BCP)を策定し、定期的な研修・訓練を実施していきます。

15柱 限られた人数で専門性の高い介護サービスを提供していく事ができるよう、テクノロジーの活用、業務改善を積極的に行いながら生産性の向上に努め、成果と同様にプロセスに着目し日々の運営を進めていきます。

